

一問曰、只今上野忍ばずの池中島の義は、以前より立來りたる事や、答曰、右中島の義を我等承り及候は、東叡山開けし以後、天海僧正と、水谷伊勢守殿義は入魂に有之、或時僧正の方へ、水谷殿振廻に被參候節、伊勢守殿被申る、は、當山の義は、都の叡山に准じ、東叡山と名付らる、所に、忍波須の池有之候は、幸ひの義に候間、池を湖水になぞらへ中島を築き、竹生島をうつし、辨天堂を建立有つては如何なりと也、僧正聞たまひ、夫をこそ我等願ひ候得共、池水殊の外深く、中々築き立られ申事にては無之由、諸人申に付、其通りに致置となり、伊勢守殿被申る、は、たとへ何程水底深く候にも致せ、小島の一つ許り築立候と有るは、いと心安き事なり、幸今度淺草川除の御普請被仰付る、と、夫より人夫をあまた呼寄置候、右の御普請相濟次第、直に池中の島普請可申付候間、十日計りが間、人足共の罷在候所と、土取り場迄の義を、當山の中にて御差圖あれと有之ければ、僧正の御申候は、人足共の居所の義は、何程なり共、寺中に於て可申付也、總て寺院方の山門先の場合なるは、不存事に候間、池の端より上手の土をば、いか程なり共、入用次第に御取らせ候様にと有之也、其内に御普請も相濟候に付、淺草川より舟を持入、十日計りが間に島をつき立、辨天堂をも伊勢守殿建立被致候と也、伊勢守殿御申には、諸人參詣の爲め、辨天繁昌の爲に、其上陸續きに可申付哉と有れば、僧正被申る、は、竹生島に准じ、舟にて往來致したるが能く候と被申ければ、夫よりもはるか後迄も、舟にて往來仕るとなり、

〔玉勝間〕五 江戸の地名これかれ

宗祇法師が回國雜記といふ物には、次の日淺草をたちて新羽といへる所におもむき侍るとて、道すがら名所ども尋ねける中に、忍の岡といへるところにて、松原の有ける陰にやすみて、霜の、ちあらはれにけり時雨をば、志のびの岡の松もかひなし、こゝを過てこいし川といへるところにまかりて云々、とりごえの里といへる所に行ければ云々、柴の浦といへる所にいたり